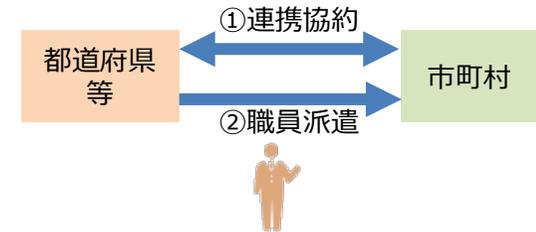


地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置（R6年度創設）

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）



- ※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性を規定することが必要。（具体的な派遣される職員数、期間等については、必ずしも連携協約に規定する必要はないが、連携協約を踏まえ、派遣元団体と派遣先団体の間の協定・覚書等に明示的に記載。）
- ※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。なお、技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。
- ※3：任期の定めのない常勤職員（①主に市町村支援に従事する職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

- (1) 連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費
 - ・専門人材を派遣する都道府県等への措置
 - 派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5
 - 上限額：100万円/団体

- (2) 連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費
 - ・専門人材を派遣する都道府県等への措置
 - 人件費 × 0.5
 - 上限額：600万円程度/人
 - ※市町村からの負担金がある場合は控除
 - ※自治法派遣の場合は対象外

- ・専門人材を受け入れる市町村への措置
- 負担金 × 0.5
- ※自治法派遣の場合に対象
- ※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象